

# 車のナンバープレートは見やすく表示!

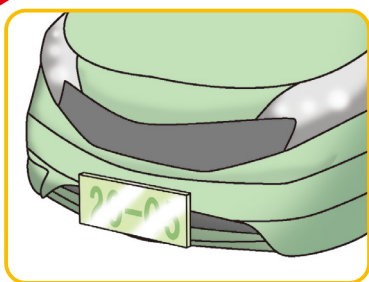
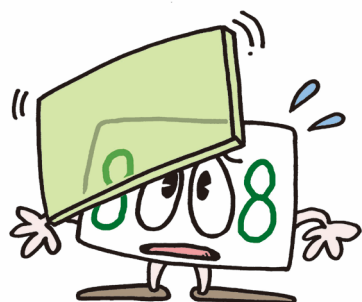


## ナンバープレートの表示義務が明確化されます

平成28年4月1日以降、ナンバープレートをカバー等で被覆すること、シール等を貼り付けること、回転させて表示すること、折り返すこと等が明確に禁止されます。

平成28年4月1日から  
**禁止**

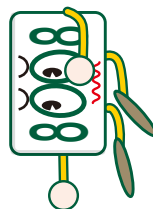
### カバー



ナンバープレートカバーは装着禁止!!  
無色透明でもダメ!!

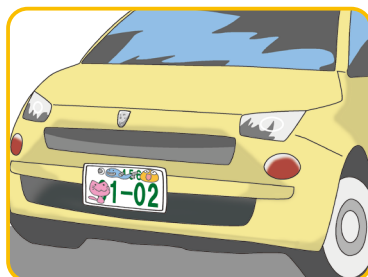
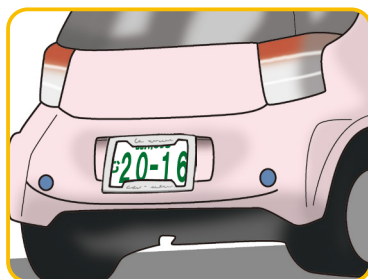
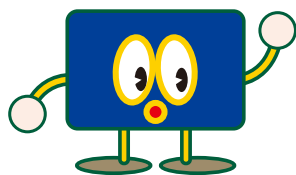
### 回転

回転させて取り付けてはいけません。



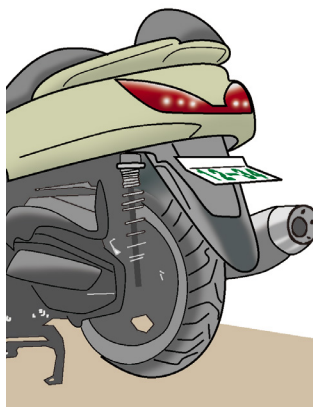
### ひふく被覆

ナンバープレートのすべての文字が判読できなければダメ!!



### 折り返し

折り返してはいけません。



# 車のナンバープレートの表示に係る新基準

これまで「番号を見やすいように表示しなければならない」とだけ定められていたナンバープレートですが、新基準により位置や角度が数値で明確に規定されました。知らなかったではすまされません！

項目	前面のナンバープレート	後面のナンバープレート			
		ナンバープレートの 上端が1.2m以下の場合	ナンバープレートの 上端が1.2m超の場合	バイクのナンバープレート	
位置	番号（ナンバープレートのすべての文字をいう。以下、同じ。）の識別に支障が生じないように、見やすい位置				
角度	上下向き <sup>*1</sup>	上向き10°～ 下向き10°	上向き45°～ 下向き5° 1.2m以下	上向き25°～ 下向き15° 1.2m超	上向き40°～ 下向き15°
	左右向き <sup>*1</sup>	左向き10°～ 左右向き0°	左向き5°～左右向き0°		左右向き0°
	回転	水平			
被覆・汚れ・ 物品の取付け	禁止（封印、検査標章・保険標章等、下記のフレーム・ボルトカバーを除く。）				
フレーム <sup>*1</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅<sup>*2</sup>が上部10mm以下、左右18.5mm以下、下部13.5mm以下</li> <li>厚さ<sup>*3</sup>が上部6mm以下（上部の幅が7mm以下の場合は10mm以下）、その他30mm以下</li> <li>脱落するおそれのないもの</li> </ul>				禁止
ボルトカバー <sup>*1</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直径が28mm以下であって番号に被覆しないもの</li> <li>厚さが<sup>*3</sup>が9mm以下</li> <li>脱落するおそれのないもの</li> </ul>				
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>確実に取り付けられていること</li> <li>折り返されていないこと、表裏・上下が逆さでないこと等、番号の識別に支障が生じないこと</li> </ul>				

※1 角度(上下向き・左右向き)、フレーム、ボルトカバーの基準は、平成33年4月1日以降に初めて登録・検査・使用の届出がある自動車について適用する。(平成33年3月31日までに登録・検査・使用の届出がある自動車については、自動車の運行中番号が判読できるような見やすい角度によること、番号を被覆せず、脱落するおそれなく、自動車の運行中番号が判読できるフレーム又はボルトカバーを取り付けることができる。)  
 ※2 ナンバープレートに取り付けたときの当該ナンバープレートの外縁からフレームの内縁までの長さ  
 ※3 ナンバープレートに取り付けたフレーム・ボルトカバーの当該ナンバープレートの表面から突出している部分の厚さ

## ナンバープレートの表示に係る主な新基準の適用について

**法・省令・告示施行**  
H28.4.1

**猶予期間**  
平成33年3月31日までに初めて登録・検査・使用の届出がある自動車に適用

**新基準の全面適用**  
H33.4.1

平成33年4月1日以降に初めて登録・検査・使用の届出がある自動車に適用

### 【現行】道路運送車両法の規定

(自動車登録番号標等の表示の義務)  
第十九条 自動車は、国土交通省令で定めるところにより、…自動車登録番号標及びこれに記載された自動車登録番号を見やすいように表示しなければ、運行の用に供してはならない。

### 【現行】省令の規定

自動車の運行中番号が判読できるように、見やすい位置に取り付け

### 【改正】道路運送車両法の規定

(自動車登録番号標等の表示の義務)  
第十九条 自動車は、…自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければ、運行の用に供してはならない。

被覆 禁止

### 【改正】省令・告示の規定

位置 自動車の運行中番号の識別に支障が生じないように、見やすい位置に表示

角度(上下・左右) 自動車の運行中番号が判読できる見やすい角度

一定の角度 例: 上10°～下10°(四輪前面)  
左5°～0°(四輪後面)  
上40°～下15°(二輪後面)

角度(回転) 禁止

フレーム 番号を被覆せず、自動車の運行中番号の判読ができるもの

一定の幅、厚さ以下のもの  
例: 左右幅18.5mm以下、厚さ30mm以下